

(公社)千葉県労働基準協会連合会役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第17条の規定に基づき、常勤の理事の報酬について定める。

(役員報酬の種類)

第2条 常勤役員報酬(以下「役員報酬」という。)は、その職務と職責に対する評価として、一般職員の賃金に準じて支払う。

2 役員報酬は、月給制を基本とする。

(役員報酬支払対象)

第3条 一般職員と同等の労働条件で常時勤務する専務理事については、役員報酬支払対象とする。

2 理事及び監事については、役員報酬支払対象としない。

3 会長及び副会長は、理事のうちより選任されるため、役員報酬支払対象としない。

(役員報酬の計算期間及び支払日)

第4条 役員報酬の計算期間及び支払日は、一般職員の賃金に準ずる。

(役員報酬の支払方法)

第5条 役員報酬の支払方法は、一般職員の賃金に準ずる。但し、次に掲げるものは、役員報酬から控除する。

- ① 所得税
- ② 地方税
- ③ 社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料)
- ④ その他必要とされるもの

2 退職時の支払いについては、一般職員の賃金に準ずる。

(役員報酬の額)

第6条 第3条第1項の専務理事の役員報酬の上限額は、年間730万円とし、具体的な報酬月額は会長が定め、理事会の承認を得る。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議による。

(附 則)

- 1 本規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 本規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 3 本改正規程は、平成24年5月23日から施行する。
- 4 本改正規程は、令和5年5月18日から施行する。